

## 警察署協議会条例

平成13年3月23日

山口県条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、警察法(昭和29年法律第162号)第53条の2第4項の規定に基づき、警察署協議会の設置、その委員の定数、任期その他協議会について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 警察署に、警察署協議会を置く。

(名称)

第3条 警察署協議会の名称は、協議会にその置かれた警察署の名称を冠するものとする。

(定数)

第4条 警察署協議会は、15人以内において山口県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の定める員数の委員で組織する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、2回に限り再任されることができる。

(解嘱)

第6条 公安委員会は、委員が、その職務の遂行に支障があるとき、その職務を怠ったとき又は委員たるにふさわしくない非行があったときは、これを解嘱することができる。

(会長)

第7条 警察署協議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、警察署協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 警察署協議会の庶務は、その置かれた警察署において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、警察署協議会の運営について必要な事項は、公安委員会が定める。